

# 介護職以外も処遇改善加算

## 第162回社会保障審議会介護給付費分科会開催

2018年10月15日（月）9：30～12：00

10月15日に開催された介護給付費分科会で、介護職員処遇改善加算について以下の論点が出されました。

- (1)「重点化」及び「柔軟な運用」の在り方
- (2)現行の処遇改善加算に基づくキャリアアップ等の取組との整合について

### (1) 「重点化」及び「柔軟な運用」の在り方

12月8日に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」で、介護福祉士の賃金水準を全産業平均程度にまで引き上げる（月額8万円程度の引き上げ）ことを算定根拠に、1000億円の財源を確保（20万人×月額8万円→2000億円、これを保険料と公費負担で2分の1づつ負担し、公費を1000億円確保）と決まった。2019年10月の消費税率の引き上げに伴い、処遇改善の実施が予定されている。今回の介護給付分科会では、

「重点化」→経験・技能のある職員の賃金引き上げを行うこと

「柔軟な運用」→介護職員以外の他職種の賃金引き上げにも処遇改善加算を充てられる仕組みとすることが提案された。委員は提案には概ね賛成との意見が表明され、その上で「経験」は評価されるが「技能」をどうするかなどの意見が出された。具体的な制度設計については、今後、議論されることになる。

### (2) 現行の処遇改善加算に基づくキャリアアップ等の取組との整合についてどのように考えるか 処遇改善とは別途に

▼離職防止 ▼人材育成 ▼雇用管理改善

などの介護人材確保に向けた取組の支援に更に取り組みことの重要性も強調された。委員からは介護福祉士養成施設の入学者数や定員充足率は年々減少しており、「まず、新たな人材を確保しなければ、職場定着にも至らない」という発言があった。

堀田聡子委員は「単にキャリアパスの要件を作るだけでは勤務先の就労継続意向が深まらないということは定量的にも明らかにされている。職員がこの事業所のサービスの質を高める、貢献できているという実感、入職後に指導教官が配置されて能力開発が行われている、参画を実感できるなど、就労継続に影響を及ぼす要因がある」という発言があった。

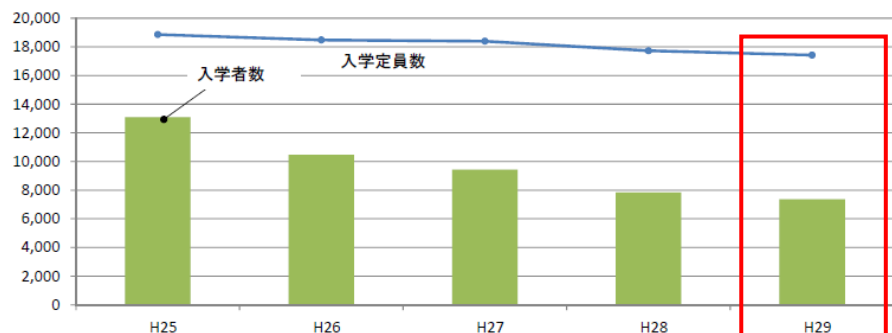
田中滋分科会長は、介護福祉士養成施設の状況に言及し「まず経験・技能のある介護福祉士、次いで介護福祉士を目指す介護職員、そのあとで他職種という順序で処遇改善を行うべきではないか」と提言した。

### (3) その他

「2019年10月の消費増税に向けた対応」に関する意見聴取  
2021年度の次期介護報酬改定に向けた「2018年度介護報酬改定の結果検証調査」の内容について概ねの了承も行われた。

### 介護福祉士養成施設の定員等の推移

○ 介護福祉士養成施設は近年は入学者数が定員数を下回る状態が続いており、平成28年度以降は充足率が50%を下回っている。



	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
養成施設数	378	378	379	380	382
定員【人】	18,861	18,485	18,398	17,730	17,425
入学者【人】	13,090	10,453	9,435	7,835	7,474
定員充足率(%)	69.4	56.5	51.3	44.2	42.9

出典：厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室調べ

詳細は厚生労働省HP

[https://www.mhlw.go.jp/stf/shingij2/0000202420\\_00006.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingij2/0000202420_00006.html)